

鎌ヶ谷市災害廃棄物処理計画

【概要版】

1 計画の目的

巨大災害の発生に対応するため、発災後の組織体制の構築、廃棄物処理施設の耐震化などの備え、仮設トイレなど避難所に必要な備品の備蓄等を行うとともに、想定される自然災害により発生する大量の災害廃棄物の他、発災時には、通常の収集・処理を行うことも困難となる一般ごみについても、迅速かつ円滑に処理を行うため、必要な事項を示す災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の確保に万全を期すことを目的とし、災害廃棄物処理実行計画の速やかな策定を目指します。

なお、本計画は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「鎌ヶ谷市地域防災計画」等を踏まえ策定しています。

2 被害予測

- 1) 本計画において想定する地震は、「東京湾北部地震鎌ヶ谷市直下（M7.3）クラス」の地震が起った場合の災害廃棄物発生量は約18万トンと推計されます。
- 2) 本計画において想定する水害は狩野川台風の風水害（総雨量300mm超）クラスの水害が起った場合の災害廃棄物発生量は、約8,500トンと推計されます。

被災世帯見込数と災害廃棄物発生見込量

想定する災害の種類	想定する災害の規模（条件）	想定する被災世帯数	災害廃棄物発生見込量
東京湾北部地震	マグニチュード7.3クラス	3,193世帯	183,195t
狩野川台風（昭和22年）	総雨量300mm以上	4,236世帯	8,472t

3 基本方針とスケジュール

1) 基本方針

災害廃棄物の処理は、円滑迅速に処理することが求められるため、基本方針に基づき本市と本市の収集運搬・処理を担う柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下、「環境衛生組合」という。）と連携して行います。

2) 処理スケジュール

復旧・復興に向け、本市、環境衛生組合、国、県、関係事業者、市民とが連携して処理にあたり、概ね3年以内に処理業務を完了することを目標とします。

災害廃棄物処理
スケジュール
概要

緊急仮置場の撤去
発災から2年後

一次仮置場の撤去
2年3か月後

処理終了
2年6か月後

二次仮置場の解消
2年6か月後

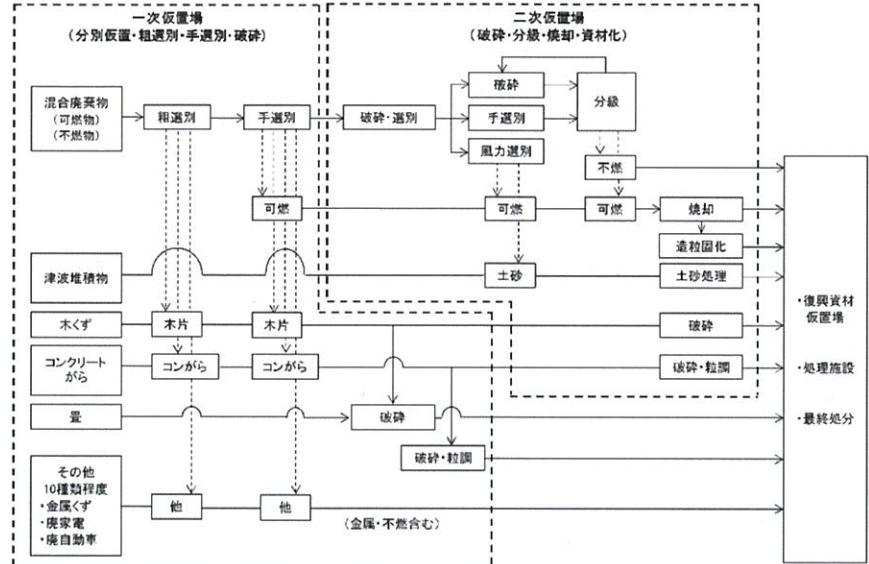
基本方針

基本方針	
①資源化	災害廃棄物を復旧・復興における有用な資材ととらえ、これまでの災害での再資源化実績も踏まえて可能な限り資源化する。
②減量化	非常災害時であっても、できる限り効率的に分別・選別し、性状に応じた中間処理、再生利用等により災害廃棄物を減量化し、最終処分量を低減する。
③処理期間	災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないよう尽可能限り短期間での処理を目指し、災害廃棄物の発生量等に応じて、適切な処理期間を設定する。なお、大規模災害であっても、災害廃棄物は3年以内で処理するものとする。
④処理施設	最大限、環境衛生組合の施設等を利用して処理を行うことを優先する。処理期間内に処理できない場合は、仮設処理施設や広域処理を活用する。
⑤処理の透明性・経済性	緊急性や処理の困難性を考慮し、合理的な処理方法を選択する。また、経済的な処理を行ふとともに、透明性の高い契約手順の確保に努める。

4 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・要処理量、環境衛生組合の廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを右の図のとおり設定します。

災害廃棄物には、適正処理困難物も多く含まれることから、県及び関係機関と連携し、民間事業者や関係団体からの支援も踏まえた処理方法を設定します。



5 仮置場

1) 仮置場の役割と必要性

復旧・復興を軌道に乗せるために、支障となる災害廃棄物等を速やかに除去しなければなりません。また、再資源化を図りながら効率的に処分を進めるための仮置き、選別の場所として仮置場の役割は極めて重要です。

仮置場の種類	定義	写真(例)
緊急仮置場	・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。	
一次仮置場	・処理(リユース・リサイクルを含む)前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。	
二次仮置場	・災害廃棄物等の一時的な保管及び中間処理(高度な破碎・選別・焼却)を必要に応じて行う。 ・一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。 ・設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱い。	

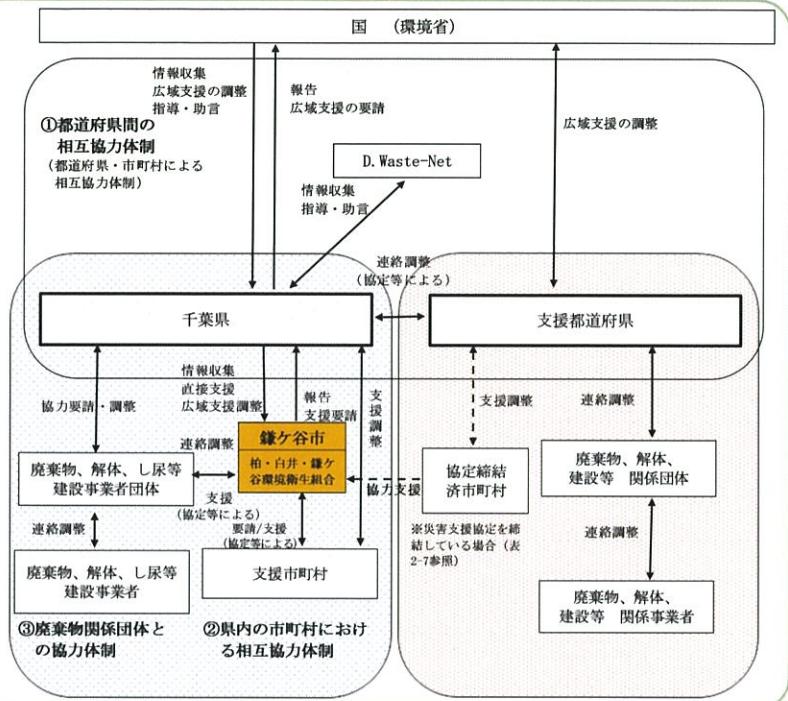
2) 仮置場必要面積

被害予測に対する仮置場の必要面積は、地震発生時には約 $52,000 m^2$ 、水害発生時には一次仮置場で $24,569 m^2$ 、二次仮置場で $29,652 m^2$ が必要になります。

6 協力・支援体制

本市が被災した時は、県に被害状況を報告するとともに、被災規模に応じて指導・助言や事務委託等の依頼を検討します。他市町村や民間事業者団体に対しても、締結した協定等に基づいた支援の要請を行います。

また、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用し、国に人材派遣等の協力を要請します。



7 住民等の啓発・広報

1) 平時からの啓発活動

市民、事業者及び関係事業者との連携を図るとともに以下の必要な事項について、啓発活動を行います。

【啓発内容】

- ・発災後の生活ごみ及び災害廃棄物の分別及び排出方法
- ・災害により被災した家屋等への対応方法

2) 広報体制

特別収集・処理体制が整い次第、「鎌ヶ谷市地域防災計画」に沿って、迅速な情報の提供を行います。

【広報手段】

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車による広報
- ・広報紙
- ・避難所での掲示板
- ・ホームページ、SNSによる広報
- ・自治会組織回覧を通じての連絡

3) 広報内容

発災後、廃棄物の収集運搬及び処理関連について広報します。

また、発災後に生じる災害廃棄物は、多岐に渡り、収集方法や分別方法も平常時と異なることが多いため、災害廃棄物の迅速な収集運搬、適正処理及び資源化に向け、可能な限り広報及び啓発活動を行います。

8 避難所ごみ、思い出の品、仮設トイレ・し尿処理

1) 避難所ごみ

避難所ごみは、平時における指定のごみ分別区分に従い分別を行ったうえで、避難所に設置するごみ集積場所から収集を行います。なお、ごみ集積所は、居住スペースや調理場所等、衛生に注意を払いつつ、かつ収集車が回収しやすい場所に設置します。

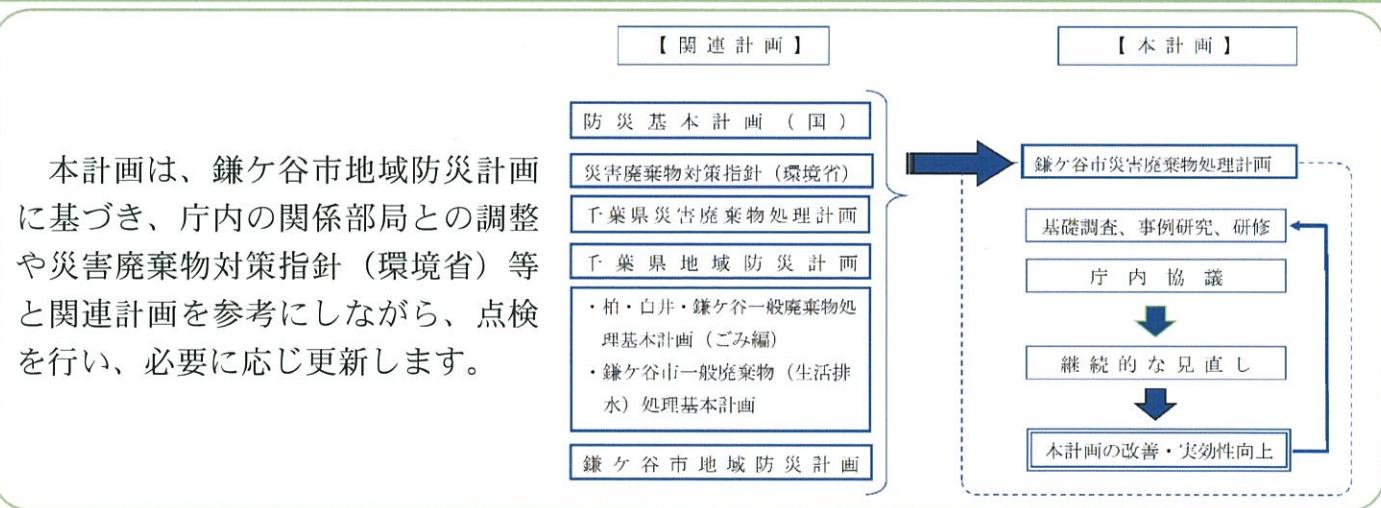
2) 思い出の品

位牌、アルバム等の個人にとって価値のあると認められるものについては、可能な限り分別及び洗浄、保管を行い、持ち主に返却できるよう配慮いたします。

3) 仮設トイレ・し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されているほか避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、合わせて計画的な収集体制を環境衛生組合とともに整備します。

9 実効性の確保に向けて



10 お願い

- 1) 一人ひとりが分別・適正排出することで災害廃棄物処理が円滑に進み、被災地の復旧・復興が早まりますので、災害時の生活ごみと災害ごみとの分別にご協力をお願いいたします。
- 2) 便乗ごみや混乱に乘じた不法投棄及び野外焼却等の不適正処理は行わないようにお願いいたします。

やがて
故郷に
変わる街
鎌ヶ谷

鎌ヶ谷市災害廃棄物処理計画 概要版

令和2年3月

発行・編集 鎌ヶ谷市 市民生活部 クリーン推進課

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

電話 047-445-1141（代表）